

表現等に関する申請者・グリーン電力証書発行者用ガイドライン

1. ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、一般財団法人 日本品質保証機構（以下「機構」という。）が認定する発電設備および認証するグリーン電力量に関し、申請者およびグリーン電力証書発行者が行う表現や認証機関マークの使用について示すものであり、環境価値の誇大表現や誤解を招く表現等を防止する目的で制定する。

本ガイドラインの改定は、機構が行うものとする。

2. 罰則規定

本ガイドラインに従わず、かつ、機構からの改善指示にも従わない場合は、機構の判断により必要な措置を講じるものとする。

3. 表現方法

申請者およびグリーン電力証書発行者がグリーン電力に関して表現する場合には、認定・認証を受けている対象が明確にわかるような表現を用いることとする。

申請者およびグリーン電力証書発行者が扱う商品の一部だけが認証を受けていることをもって、申請者およびグリーン電力証書発行者自体が認証されている、または、扱う商品全てが認証されているような表現をしてはならない。

4. 認証機関マークの使用

機構により認証されたグリーン電力量に伴い発行されるグリーン電力証書には認証機関マークを付さなければならない。

また、申請者およびグリーン電力証書発行者の情報開示等を目的として認証機関マークを Web 上で使用することは認められる。

認証機関マークを使用する場合は、機構に対し「グリーンエネルギー認証機関マーク使用届出書」を提出するものとする。

また、その使用内容について変更があった場合には、機構へ事後報告しなければならない。

なお、グリーン電力証書発行に際する認証機関マーク添付使用についての報告は原則として四半期毎に行うものとする。

5. その他

発電者とグリーン電力証書所有者の表現等については、別途定める発電者用ガイドラインおよびグリーン電力証書所有者用ガイドラインに従うこととする。

それぞれのガイドラインの遵守については、申請者およびグリーン電力証書発行者が関係者に対し必要な情報提供を行うこととする。

附 則(2018年8月1日制定)

1. このガイドラインは、2018年8月1日より施行する。